

【案】

水道料金の改定について（答申）

令和4年1月21日付け発日水第739号で当審議会に対し諮問があった水道料金の改定について、下記のとおり答申する。

記

1 日向市水道事業は、効率的な事業運営に努めることにより平成8年4月から25年以上にわたり水道料金の改定を行うことなく経営を行ってきた。しかしながら、昨今は、給水人口の減少や節水型機器の普及などにより水需要が減少し続ける一方で、老朽施設の更新や耐震化などに多額の費用が必要となっており、これからの事業経営は厳しい状況となることが明らかである。現行の水道料金体系のまま必要な事業を実施した場合、資金残高は減少の一途となり令和5年度末には必要な残高を確保できない見通しとなっている。

将来にわたり安全な水道水を安定供給していくためには、経営の効率化だけでは必要な資金を確保することが困難であることから、水道料金の改定は必要であると判断する。

2 水道料金の基礎となる総括原価を算出したところ、約25%の改定が必要となる結果となっている。この総括原価の算出では、将来の給水需要の予測を基礎として営業費用や資本費用が算定されており、また、料金の激変を緩和するため標準値を下回る資産維持率を採用している。したがって、料金の平均改定率約25%は妥当であると判断する。

改定時期は、使用者への十分な周知を行う期間を考慮し令和5年1月検針分からとすることが適当である。

（付帯意見）

（1）経営合理化等への取り組みについて

水道事業の経営にあたっては、これまでの経営努力にとどまることなく「水道事業経営戦略」等に基づき、引き続き経営の合理化や効率化に努められたい。

（2）料金体系について

更なる経営合理化等への取り組みにより可能な限り総括原価の圧縮に努め、

水道料金が水道利用者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案した料金体系となるよう考慮されたい。

(3) 料金の検証や見直しについて

能率的な経営の下、健全な経営を確保できる公正妥当な水道料金となるよう、概ね3年から5年ごとの適切な時期に検証や必要に応じた見直しを行うこと。

(4) 周知・広報について

料金改定にあたっては使用者の理解が不可欠であるため、その必要性や内容についてホームページや広報誌などを用いて十分な周知・広報に努められたい。

(5) 施設更新・耐震化事業について

権現原浄水場や基幹管路等の施設は、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震時においても早期の復旧復興に欠くことの出来ない施設であるため、更新・耐震化を図るとともに、業務効率化や財源確保に努められたい。